

防整技第7391号
28.4.1

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長 殿
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

契約の保証に必要な費用の積算について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設
計画官

契約の保証に必要な費用の積算について

防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1項に規定する建設工事をいう。）の契約の保証に必要な費用の積算については、一般管理費等に計上することとし、その場合には、以下により一般管理費等率を補正する。

1 一般管理費等率の補正

1) 補正值

補正值は、下表に示すとおりとする。

2) 補正方法

前払い金支出割合の相違による補正までを行い、その値に下表の補正值を加算したものを、一般管理費等率とする。

表

保証の方法	補正值 (%)
建設工事請負契約書第4条を適用する場合	0.04%
建設工事請負契約書第4条の2を適用する場合	0.09%
上記以外の場合	補正しない

※ 一般管理費等率を補正しない場合の具体例は以下のとおり。

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事

2 積算への計上

契約の保証に必要な費用を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。